

第10章 最低生活の保障はどのように行なわれているか

第1節 生活保護制度の概要

1 生活保護の役割

わが国における生活保護制度は、今日まで、昭和25年に制定された生活保護法によつて行なわれている。その間、制度の基本となる考え方そのものについては法制上の改正は加えられていない。

しかし、生活保護制度が果たす役割には時代の推移に応じたかなりの変化があつたことは当然である。

まず、今日までの生活保護の運営実施にとつて重大なかかわりを持つてきたのは、生活保護制度以外の社会保障制度や労働、教育、産業、経済などの分野における関連諸施策の拡充が図られてきたということであろう。

30年代における国民年金制度の発足、医療保険の充実あるいは精神衛生、結核予防対策などの強化、身体障害者福祉、精神薄弱者福祉、老人福祉等の制度をはじめとする社会福祉、児童福祉諸制度の拡充や職業訓練、雇用安定諸施策の整備充実がなされ、これらの制度と生活保護制度があいまつて、わが国の社会保障、社会福祉の大きな進展をみたのである。

次に、生活保護制度の役割の変化は、生活保護の対象となつてきた受給者の数やその社会的特徴を、時代の経過と地域的な広がりの中かで分析することによつても観察することができる。いわゆるエネルギー革命の進行が石炭産業の不況をもたらしてきた過程において、産炭地域において保護受給者の激増がみられ、また、農山漁村をかかえた産業後進地域において保護受給者数の人口に占める割合が、都市部の減少傾向に反し、相対的に固定した比重を示して今日に至つていることは、30年代における生活保護制度の推移の中かできわ立つて特徴的な現象であるといえる。そして、同時にこれらの現象は、生活保護制度が社会構造や産業構造の変化に応じてそれなりの反応を示してきたことを如実に物語つている。

第10章 最低生活の保障はどのように行なわれているか

第1節 生活保護制度の概要

2 生活保護の受給要件

生活保護制度による保護の給付は、国の事務として地方公共団体が行なうこととなっており、個々の生活困窮世帯に対する給付の決定は、所轄の福祉事務所(40年6月現在1,046か所)によつて行なわれている。

生活保護法による保護は、生活扶助、住宅扶助をはじめとする7種の扶助のかたちをとつており、生活に困窮する国民に対する法律上の請求権として要保護者の申請に基づいて決定されることとなっている。

生活保護を受給するための要件としては、まずその世帯の収入や資力が、厚生大臣の定める保護の基準に満たないことが前提となっている。ここでいう世帯の収入や資力として認定されるものは世帯員の稼働収入や年金収入、あるいは農業世帯における現物収入のほか、扶養義務者による仕送りや資産の活用によつて得られる収益など一切の経済的利益が含まれることになる。

もちろん、生活保護制度における収入の認定は、すべての収入をそのまま差し引いて扶助費を算定するというものではなく、後に述べるように、稼働収入等については相当額の控除が適用されることになっている。いい替えれば、稼働収入を得ている被保護世帯の現実の家計支出は、生活保護基準として示されている各種扶助費の額にそれぞれの世帯に適用される加算や控除の額を加えたものとなるわけである。

生活保護の受給要件としては第2に、保護の申請者や受給者が、自らの能力や資産その他を最大限に活用しているかどうかの問題となる。このことについて、現行生活保護法は、その基本原理として「保護の補足性」という規定を置いている。すなわち、生活保護は要保護者がその能力や資産を最低生活の維持のために活用していることを要件として、それでもなお不足する分について給付されるというものである。生活保護世帯の資産の保有について一定の制限が設けられているのは、こうした生活保護の受給要件に基づくものである。

生活保護制度によつて保障される健康で文化的な生活水準については、保護基準について、30年代における国民生活全般の著しい向上に対応した引上げが図られてきたと同様、こうした資産保有の制限等についても、国民生活全般の向上に対応して逐年改定が行なわれてきているところである。

第10章 最低生活の保障はどのように行なわれているか

第1節 生活保護制度の概要

3 保護基準

(1) 保護基準の意義

保護基準とは、生活に困窮する要保護者が、実際に最低限度の生活需要が充実されているか否かを判定するものさしである。生活保護制度が保障する最低生活とは、この保護基準により測定された生活水準にほかならない。また、最低生活費は、社会保障制度全体の基底において、いかなる生活を国民に保障しようとしているかを最もよく表現しているものである。そして国民が保障される最低生活費の考え方、あるいは最低限度の生活水準をどの程度の水準に置くべきかという問題は古くから各時代を通じて常にいろいろの角度から論議されてきたが、特に、ここ10年間は、わが国の最低生活費の考え方に転換をもたらした時期である。

従来、ややもすれば最低生活水準は、固定的な最低生存維持水準として考えられ、絶対的なものとしてとられがちであった。たとえば、従来の最低生活費は、肉体的生存に必要不可欠と考えられる日常生活上の消費財を理論的に積算するいわゆるマーケット・バスケット方式により算定されてきた。しかしながら、国民所得倍増計画の樹立の時期を契機として、最低生活費の考え方に大きな進展をみせることとなった。すなわち国民所得倍増計画は、社会保障体系の中に占める最低生活水準の意味について、適正な位置づけを行なうと同時に、社会保障における最低生活費の考え方について述べ、国民が相互に一定限度の生活を保障し合うという社会連帯の国民感情及び一定の地域、一定の時点における生活慣習等をも考慮に入れ、一般社会生活の動向に対応していくという相対論の立場を明確に表明している。また、37年8月の社会保障制度審議会の勧告においても、同趣旨のことが述べられている。

36年度以降の生活扶助基準は、このような相対的な考え方に沿って引上げられ、最低生活費の算定方式も、従来のマーケット・バスケット方式からエンゲル方式に改められた。エンゲル方式による最低生活費の算定は、低所得階層の家計の実態調査を基礎として算出した飲食物費で現実に生活している世帯のエンゲル係数を求め、これを利用してその世帯の生計費総額を算出し、これに基づいて生活保護制度上生活扶助基準に相当する金額を算定するものである。エンゲル方式の特徴は、その時における最低生活水準にある現実の世帯が、その水準によつて維持している社会的、文化的生活水準全般を最低生活費のうえに忠実に反映しているという点にある。

第10章 最低生活の保障はどのように行なわれているか

第1節 生活保護制度の概要

3 保護基準

(2) 保護基準の現状と推移

保護基準は、21年制度発足以来、41年度まで、すでに22回(補正を除く)にわたり改定されてきた。過去10年間における改定状況は、第10-1表のとおり2.7倍の引上げが行なわれた。特に36年度以降における改定状況は著しく、最近6か年間に2.3倍の引上げを達成している。

第10-1表 生活扶助基準の推移

第10-1表 生活扶助基準の推移

	基準改定実施 年 月 日	標準 5 人世帯		標準 4 人世帯	
		基準額	指数	基準額	指数
第 13 次 改 定	28年 7月 1日	8,000円	97.2	7,415円	97.2
米 価 補 正	29 1 1	8,234	100.0	7,625	100.0
第 14 次 改 定	32 4 1	8,850	107.5	8,264	108.4
米 価 補 正	32 10 1	8,971	108.9	8,354	110.0
児 童 諸 費 増 額	33 4 1	9,071	110.2	8,404	110.2
第 15 次 改 定	34 4 1	9,346	113.5	8,674	113.8
第 16 次 改 定	35 4 1	9,621	116.8	8,914	116.9
第 17 次 改 定	36 4 1	11,352	137.9	10,344	135.7
補 正	36 10 1			10,862	142.4
第 18 次 改 定	37 4 1			12,213	160.2
米 価 補 正	37 12 1			12,460	163.4
第 19 次 改 定	38 4 1			14,289	187.4
第 20 次 改 定	39 4 1			16,147	211.8
米 価 補 正	40 1 1			16,446	215.7
第 21 次 改 定	40 4 1			18,204	238.7
米 価 補 正	41 1 1			18,548	243.2
第 22 次 改 定	41 4 1			20,662	271.0

厚生省社会局調べ

- (注) 1 基準額は、1級地標準5人世帯(64歳男, 35歳女, 9歳男, 5歳女, 1歳男)並びに、1級地標準4人世帯(35歳男, 30歳女, 9歳男, 4歳女)
2 36年度以前は標準5人世帯, 36年度以降は標準4人世帯で表示した。

厚生白書(昭和40年度版)

(C)COPYRIGHT Ministry of Health , Labour and Welfare

第10章 最低生活の保障はどのように行なわれているか

第1節 生活保護制度の概要

3 保護基準

(3) 保護基準改善の方向

わが国の経済的社会的諸条件が激しく変動しているこの時期において、厚生省は社会福祉審議会生活保護専門分科会に対して、生活保護基準の考え方、改善の方向等について意見を求めていたが、同分科会は39年12月に当面の保護基準改善の方向として、中間報告を行なった。これによると過去数年間の国民生活の動向から、国民の平均的階層の消費水準の伸びに比較して低所得階層ほど伸びが大きく、所得階層間相互において消費水準の格差が縮小しているという特徴的傾向がつかまえている。しかも、この傾向はなおしばらく持続するという予想のもとに、当面、生活保護基準改善の方向としては、国民の平均的階層との格差縮小を図ることはもちろんであるが、同時に、被保護階層に隣接する低所得階層の動向に注目し、これとの格差縮小を図ることも必要であるとしている。また、このことは経済成長下にあつて、その恩恵に浴しがたい人々に対し、繁栄の成果をわかちあうという社会連帯の思想の根本をなすものであつて、国民福祉の立場から最も優先的に取り上げるべき基本的施策であると述べている。

40年度及び41年度における保護基準の改定にあつては、この中間報告の趣旨を尊重して、一般国民の消費水準の伸びを基礎とし、これに対する保護水準の格差縮小率を見込み、40年度は12.0%、41年度は13.5%の引上げを図っている。この結果、35年度当時最低38%まで下がつた一般勤労者世帯と被保護世帯との格差は、漸次是正され、39年度においては47%までに回復するに至つた。40年度、41年度においては、この格差は最近の一般国民の動向に照らしてさらに縮小するものと推定される。

第10章 最低生活の保障はどのように行なわれているか

第1節 生活保護制度の概要

3 保護基準

(4) 生活保護基準の種類と扶助の方法

最低生活の保障は、要保護者の日常生活のうえに起こりうるあらゆる需要を包含するものでなければならない。生活保護制度においては、これをその需要の態様、性質などに応じ、生活・教育・住宅・医療・出産・生業・葬祭の7種類の扶助について基準を設けている。このうち、生活扶助基準は、日常生活の基準となる衣食その他の需要を満たすために必要なものの費用について、居宅・収容別、年齢階級別、性別、世帯構成別、所在地域別などに区分して定めている。

保護は、要保護者の年齢別、性別、健康状態等その個人又は世帯の実際の必要の相違を考慮して行なうものとされ、要保護者それぞれの適用額の組み合わせによつて、個々具体的に世帯の扶助基準額が決定される仕組みになつている。これら、一般生活費のほかに、身体障害者や母子世帯など肉体的、精神的にハンディキャップを有するため日常生活上に特殊な個別的需要が生じているものに対して各種の加算制度があり、特殊事情の態様に従つて一定の額が一般生活費に加算されることになつている。また稼働者に対しては、その勤労に伴う必要な経費として勤労の状況により、基礎控除、新規就労控除など各種の控除制度が設けられている。これは就労によつて得られた収入を全部最低生活費に充当するということではなく、その者の就労状態に応じて必要な額をその者の稼働収入から除いて収入の認定を行ない被保護者の勤労意欲の助長を図ろうとするものである。生活扶助は、原則として居宅において金銭給付で行なわれ、通常1か月分の扶助費を世帯主に前渡しする方法がとられている。

第10章 最低生活の保障はどのように行なわれているか

第1節 生活保護制度の概要

3 保護基準

(5) 生活扶助以外の扶助基準の現状と推移

教育扶助は、要保護世帯の児童、生徒が義務教育に伴って必要な学用品や通学用品などの費用について、学年別、性別に基準額を定めている。また、無償交付されない教科書代や学校給食費についてもその実費を扶助する仕組みになつている。扶助は原則として金銭給付により世帯主に交付されるが、保護の目的を達するために必要があるときは、現物給付によつて行なう場合や、保護金品を被保護者の通学する学校長に対して交付する場合もある。

教育扶助基準は、学用品、その他の経費について逐次改善されてきた。特に最近、父兄の学校教育、家庭教育に対する関心が高まるにつれ家計における教育費は年々増加の傾向にあり、この傾向は、保護家庭においても同様である。したがつて、教育扶助基準についても義務教育課程において、一般家庭児童との均衡を図り家計の実態に即するという観点からその引上げが講ぜられてきている。たとえば、30年度、小学校3年生150円、中学校1年生305円の教育扶助基準額は、41年度においては、小学校3年生305円、中学校1年生男子の基準額は835円に、それぞれ2倍以上に改善されている。なお、従来基準額に地域区分を設けていたが、この種の経費について、逐次地域差是正の措置がとられている実情に合わせ、41年度基準額からは地域区分を撤廃し、全級地とも同一額に統合されることとなつた。

住宅扶助は、住居費及び補修費その他住宅維持のために必要な費用について扶助されるもので、世帯人員別、所在地域別に一般的な基準額が定められているが、これについては、特に今日の住宅事情を考慮して、第2種公営住宅の家賃の最高額を標準とし、厚生大臣が都道府県ごとに定めた基準額の1.3倍までは扶助できるよう、都道府県別に特別基準を設定し、住宅費の支出が家計に及ぼす影響を緩和するみちを開いている。

医療扶助は、国民健康保険の診療方針に準じ、生活保護法による指定医療機関において、診療や薬剤、治療材料などの給付を行なうことを原則としている。

出産扶助は、分べんの介助、分べん前後の処置及び衛生材料を給付の範囲として基準額を所在地域別に定め、原則として金銭給付により本人に給付するたてまえをとつている。基準額の決定にあつては、妊産婦の産前、産後の保健衛生、新生児の健全な発育を図るという立場に立つて逐次改善され、30年度当時の出産扶助基準額(1級地)1件につき1,600円(ほかに衛生材料費800円)は41年度においては8,000円(ほかに衛生材料費1,200円)に引き上げられている。また、従来3段階の地域区分を設けていたが、41年度においては、1,2級地、及び3,4級地の2段階に区分されている。

生業扶助は、被保護者の収入の増加を図り自立助長を促進する最も積極的かつ効果的方法である。すなわち自立の見込みのある要保護者に対し、生業のための資金、器材購入費用、就職支度費用などをその範囲としており、原則として金銭給付により本人に交付する方法により行なわれているものである。

30年度当時、生業費基準額(1級地)4,000円、技能修得費(技能修得期間6か月未満)4,000円の生業扶助基準額は、現在、生業費が3万円に、技能修得費が(期間1か年につき)1万5,000円にそれぞれ改善されてきている。

葬祭扶助は、遺体の検案や、運搬・火葬その他葬祭に必要な費用について、大人・小人別、地域別の基準額を設け原則として金銭給付により葬祭を行なう者に交付することとされている。葬祭扶助基準は、国民の生活慣行、地域住民との共同生活の実態からみて、簡素な葬祭を行なうにあつて最低限度必要な額を支給するものであるが、この額は30年度当時(1級地大人)3,000円の基準額であつたものが、41年度には8,000円に

改善されるに至っている。また、従来、3段階の地域区分を設けていたが、41年度においては1,2級地、3,4級地の2段階に区分されている。

第10章 最低生活の保障はどのように行なわれているか

第1節 生活保護制度の概要

3 保護基準

(6) 標準的保障水準の具体例

以上が現行の保護基準の内容とその推移であるが、実際の保障水準は世帯の事情に応じて各種の扶助や加算が組み合わされた額となる。したがって保護世帯が生活費として支出しうる家計規模は、その世帯の個別の事情に応じ種々のものとなるが、いまいくつかの世帯を想定し、その世帯ごとの水準を示すと、第10-2表のとおりである。30年当時の水準と現在の水準を比較してみても約3倍程度の改善が図られている。

第10-2表 標準的保障水準の具体的事例

		第10-2表 標準的保障水準の具体的事例 (単位：円)			
		標準4人世帯 (夫・日雇の例) 夫(35歳)日雇 妻(30歳) 長男(9歳)小3年 長女(4歳)	傷病5人世帯 (妻・居宅療養 中の例) 夫(40歳)日雇 妻(35歳) 長男(12歳)小6年 長女(6歳)小1年 次男(0歳)人工 栄養	老人2人世帯 夫(70歳)無職 妻(67歳)・	母子3人世帯 母(30歳)無職 長男(9歳)小3年 長女(4歳)
30年度 (第13次米価補正 額)	1級地	9,205	10,636	5,495	7,016
	5級地	6,450	7,465	4,170	4,876
35年度 (第16次基準改 定)	1級地	11,044	15,667	5,421	8,890
	4級地	7,996	11,400	3,881	6,667
40年度 (第21次基準改 定)	1級地	23,294	30,321	12,654	17,599
	4級地	17,027	23,121	9,245	12,836
41年度 (第22次基準改 定)	1級地	26,147	33,602	14,279	19,600
	4級地	19,158	25,636	10,485	14,348

厚生省社会局調べ

(注) 1 一般基準による生活、住宅、教育扶助及び勤労基礎控除額等の合計額による。

2 ほかに勤労関係の実費控除及び給食費の実費支給がある。

第10章 最低生活の保障はどのように行なわれているか

第1節 生活保護制度の概要

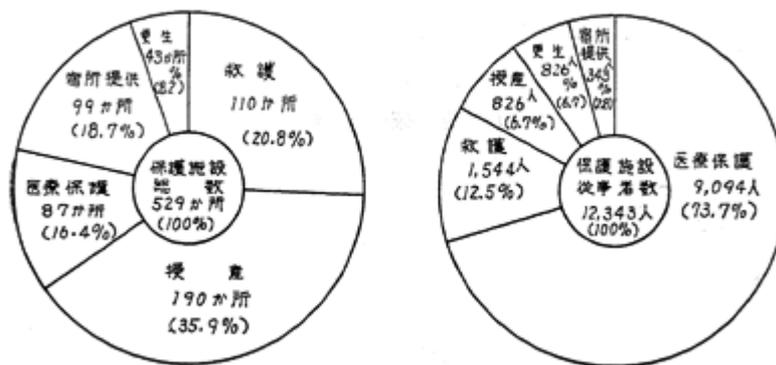
4 保護施設

被保護者を収容してそれぞれの扶助を行なうための保護施設は、救護・更生・宿所提供・授産及び医療保護の5種類があり、その設置主体は、都道府県、市町村、社会福祉法人及び日本赤十字社に限られている。これら施設の状況は巻末統計第38表及び第10-1図のとおりで救護施設を除き毎年減少の傾向にある。これは、最近における他法による諸施設の拡充整備に伴って、社会福祉施設のなかで保護施設の果たすべき役割の方向づけの一面を示しているものといえよう。

すなわち、38年8月老人福祉法の施行に伴い、従来生活保護法による養老施設が老人福祉法による養護老人ホームなどとして運営されることとなり、また、39年度においては救護施設のうち主として精神薄弱者を収容している施設は精神薄弱者福祉法による精神薄弱者援護施設に移管された。

第10-1図 保護施設及び保護施設従事者の現況

第10-1図 保護施設及び保護施設従事者の現況
(39年12月末日現在)



資料：厚生省統計調査部「社会福祉施設調査」

現在収容保護を受けている者のなかにも他法によつて措置すべきものが含まれているので、今後とも、施設保護の対象者についてその実態を十分は握し、それぞれの者に適応した施設に収容して保護の効果をあげるなど必要な措置を講じなければならない。

第10章 最低生活の保障はどのように行なわれているか

第2節 保護の動向

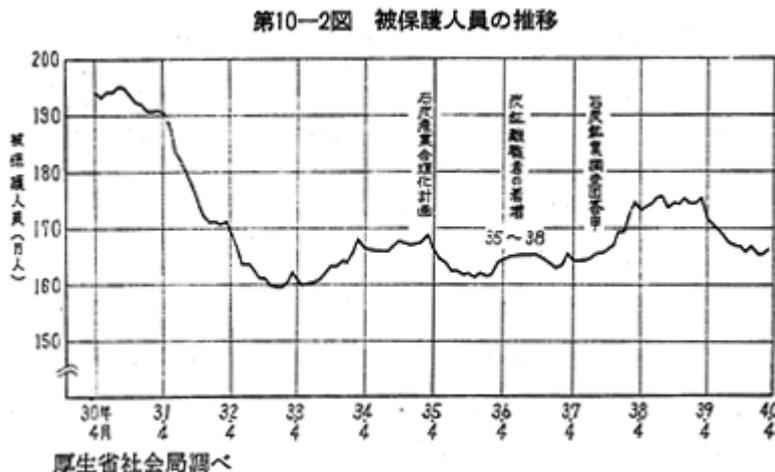
1 被保護世帯及び人員

(1) 被保護人員

生活保護を受けている人員は、39年度1か月平均では168万人で、人口1,000人当たり17.2人(以下、保護率は人口千対)である。

被保護人員の推移をみると、30年度1か月平均193万人、保護率21.6と多かつたものが、経済情勢の好転、いわゆる数量景気、神武景気といわれた好況等により、32年度には162万人と31万人の減少を示し、保護率は17.8に低下した。しかし、再び経済情勢の不況いわゆるナベ底景気等により被保護人員は微増し、34年度には167万人、保護率18.0となつたが、35年度には岩戸景気と呼ばれた好況などにより163万人へと微減をみせた。35年に石炭産業合理化審議会の答申が提出され、石炭の合理化が本格化し、産炭事業離職者の大量発生がみられることとなり、被保護人員に著しい影響を与えた。すなわち、産炭地域のある道県の被保護人員は35年10月44万人が38年10月には61万人へと17万人の増加をみせ、そのため、その他の都府県は35年10月118万人が38年10月には113万人へと5万人の減少をみせたのに、全体ではこの間に163万人から175万人へと増加を示した。39年度は産炭地域のある道県の増勢も鈍つたことなどにより、38年度より世帯数で7,000世帯、被保護人員は7万人の減少を示した(第10-2図参照)。

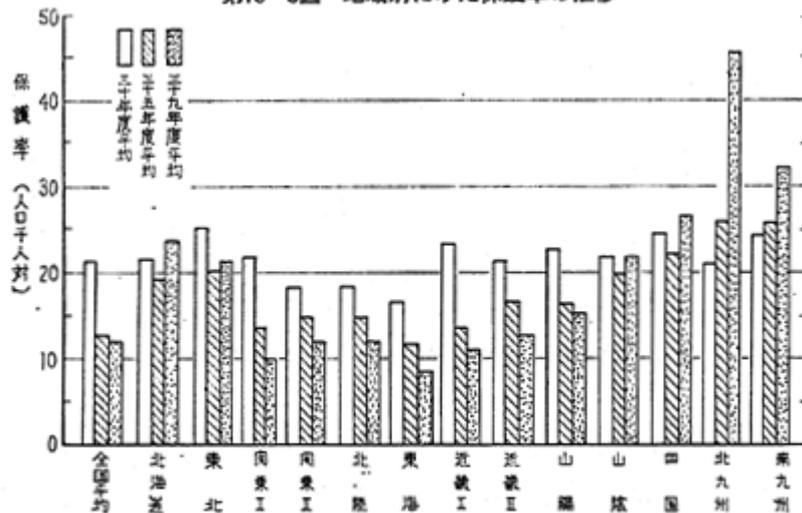
第10-2図 被保護人員の推移



次に地域別に保護率をみると、30年度1か月平均では最低は東海地区の17、最高は東北地区の26でその差は9であり、35年度では最低は東海地区の12、最高は南北の九州地区の28と16の差、39年度では最低の東海地区の9、最高は北九州地区の46と37の差と高低の開きは年々多くなつている。これを地域別にみると産炭地域と農山漁村地域は保護率が高く、大都市及びその周辺地区は低くなつており、特にこの傾向は35年度以降顕著である(第10-3図参照)。

第10-3図 地域別にみた保護率の推移

第10-3図 地域別にみた保護率の推移



資料：厚生省統計調査部「厚生省報告例」

(注) 関東Ⅰ(東京, 埼玉, 千葉, 神奈川), 関東Ⅱ(茨城, 群馬, 栃木, 山梨, 長野), 近畿Ⅰ(大阪, 京都, 兵庫), 近畿Ⅱ(滋賀, 奈良, 和歌山), 北九州(福岡, 長崎, 大分, 佐賀), 南九州(熊本, 宮崎, 鹿児島)

第10章 最低生活の保障はどのように行なわれているか

第2節 保護の動向

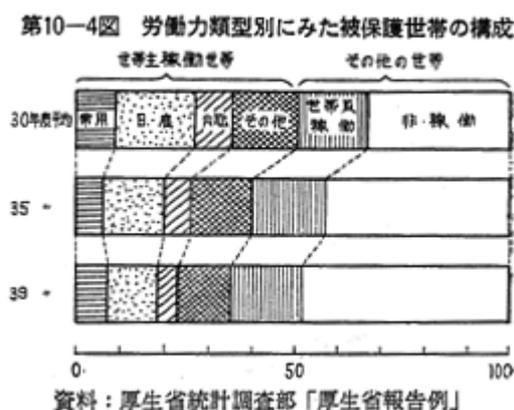
1 被保護世帯及び人員

(2) 被保護世帯の労働力

被保護世帯の労働力の状況を労働力類型、世帯類型及び世帯員の年齢構成で見ると次のとおりである。

はじめに労働力類型で見ると、世帯主が働きながら保護を受けている世帯は年々減少し、30年度当時被保護世帯総数の49%であったものが39年度は35%と14%も減少した。世帯主は働いていないが他の世帯員が働きながら保護を受けている世帯は世帯総数の15%を毎年前後しており、働いてるもののない世帯の割合は年々多くなってきた(第10-4図参照)。

第10-4図 労働力類型にみた被保護世帯の構成

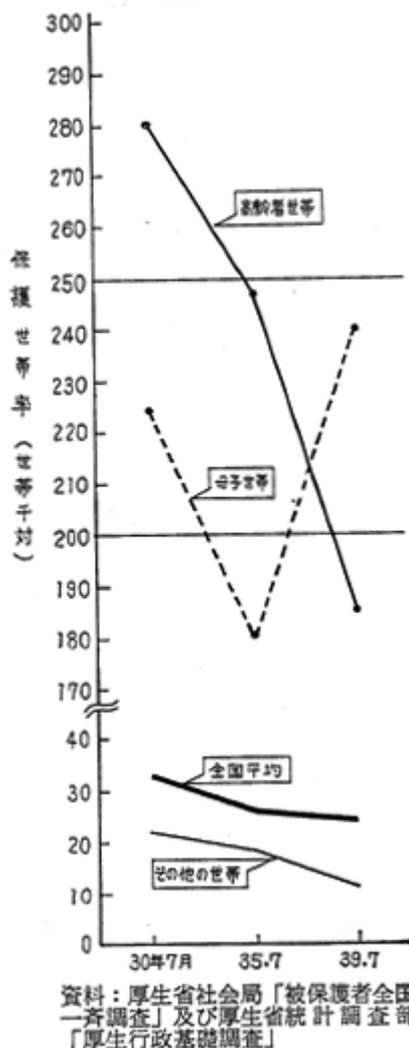


次に級地別に39年7月1日の状況を見ると、働きながら保護を受けている世帯は被保護世帯全世帯に対する割合が、1級地では39%で以下4級地へと向うにしたがって多くなり、4級地では63%となつている。なお、非稼働世帯の労働力を38年の結果で見ると、その世帯のうちで稼働年齢層のものが全員傷病・老齢・身体障害・精神薄弱のいずれかの理由で働いていない、いわば、完全に労働力のない世帯が各級地とも80%以上の多数を占めている。

次に世帯類型別にみると、39年の被保護世帯では高齢者世帯、母子世帯の占める割合が多く全世帯の36%を占めており、全国の高齢者世帯、母子世帯のうち生活保護を受けている世帯の率は非常に高く、世帯数1,000に対して200前後で、その他の世帯の10倍程度となつている。これを30年当時と比較すると母子世帯の割合が多くなり、高齢者世帯の割合は少なくなつている(第10-5図参照)。

第10-5図 世帯類型別にみた保護世帯率の推移

第10-5図 世帯類型別にみた保護世帯率の推移



次に、被保護世帯の世帯員の年齢構成をみると、0～14歳階級の幼少年層のものは年をおつて減少しているが、依然として39年においては全世帯員の39%と多く、15～39歳階級の青年層は37年まで漸減傾向を示していたが38年よりほぼ横ばいとなり39年は22%となり、40～59歳階級の中年層は年々割合を増加し39年は23%に達し、60歳以上の高齢層は年々割合を増加していたのが、老人福祉法の施行により措置の移し換えが行なわれた結果横ばいとなり、39年は17%となつている。これを一般世帯と比較すると、一般世帯では15～39歳階級の青年層の割合が年々高くなり39年においては45%と被保護世帯員の割合より多く、中高年層の割合は年々増加しているが被保護世帯のそれより少ない。また幼少年層の割合は被保護世帯員と同様減少しているが被保護世帯員のそれより著しく少ない。このことは年齢階級別に保護率をみると稼働力の少ない幼少年層(保護率25)、高年層(30)が高く、稼働力の多い青年層(8)は低くなつている。

これを級地別にみると、子供と高齢者の非生産年齢層が多く青年層が少ないという被保護世帯の特徴は、1級地より4級地へと向うに従つて顕著にみられる。これは農村部から都市へ人口が流出するという一般的傾向が被保護世帯にもみられ、その結果、残存家庭は稼働力の少ない年齢層となつているものといえる。

このように被保護世帯は稼働状況では世帯主稼働世帯は年々減少し、非稼働世帯が増加しており、また、高齢、母子世帯のような不完全世帯が多く占め、世帯員の年齢構成をみても非生産年齢層が多いということは、生活保護制度のもつ諸種の機能のうち、労働能力をもたない者に対する最低生活の保障という面の比重が正しくなつていることを示すものといえる。しかしながら、依然として多くの世帯が、稼働しながら被保護階層のなかにとどまつていることは今後の問題点とされるであろう。

厚生白書(昭和40年度版)

(C)COPYRIGHT Ministry of Health , Labour and Welfare

第10章 最低生活の保障はどのように行なわれているか

第2節 保護の動向

1 被保護世帯及び人員

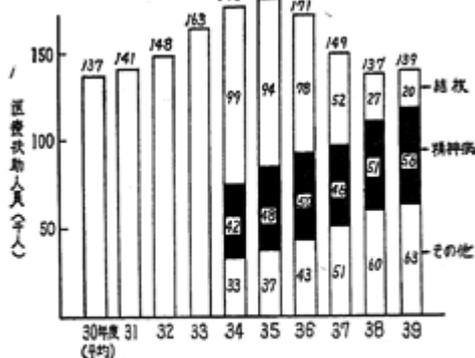
(3) 医療扶助

扶助費総額の50%以上を占め生活保護の中に大きなウエイトを占めている医療扶助についてみると、医療扶助人員は他の生活扶助等の人員が減少しているときでも、31年度、32年度の入院外人員の減少に伴う減少を除き増加を続け、30年度1か月平均39万人が39年度59万人へと実に1.5倍と著しい増加をみせた。

入院人員を第10-6図でみると、30年度13万7,000人が35年度18万人まで増加傾向をみせていたのが、36年度結核予防法、精神衛生法の一部改正が行なわれ、被保護者の同法への移し換えが行なわれた結果、結核患者は34年度の9万9,000人が年々減少し39年度においては2万人と約1/5に減少し、精神病患者は37年度に一時減少を示したが、精神病対策が進み精神病患者の新規発見が多くなるとともに精神病床数も増加され、病床数の増加傾向と同じ上昇率で医療扶助による精神病患者も増加したとこと、及び、結核・精神病を除くその他の入院患者も近年著しく増加をみせたが、総体としては38年度(14万人)まで減少傾向を示し、39年度は横ばいとなつている。

第10-6図 病類別医療扶助人員の推移

第10-6図 病類別医療扶助人員の推移(入院)



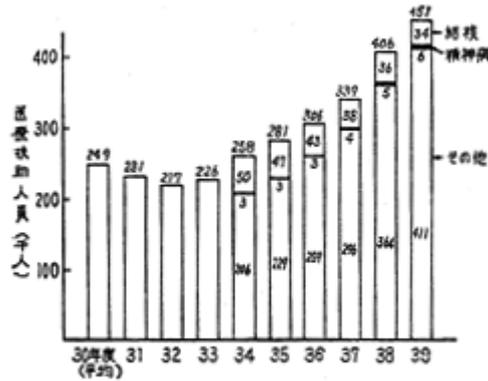
資料：厚生省統計調査部「厚生省報告例」

(注) 33年度までは内訳不詳

入院外人員も(第10-7図参照)31年度、32年度を除き増加をみせ30年度1か月平均約25万人が39年度45万人と1.8倍の増加を示した。

第10-7図 病類別医療扶助人員の推移

第10-7図 病類別医療扶助人員の推移(入院外)



資料：厚生省統計調査部「厚生省報告例」

(注) 33年度までは内訳不詳

このように大幅な増加をみせている大きな原因としては、受診率が年々高くなっていることが保護階層にもみられること、保護階層に落層するもののうち傷病を理由としているものが依然として多いことに起因するものと考えられる。

被保護階層に落層するものは39年度23万世帯であり、最近の推移をみても毎年23万世帯から26万世帯である。

これらの世帯のうち傷病を理由とする世帯は39年度57%で、最近の推移をみても50%以上となつている。なお、39年度の開始世帯を労働力類型別にみると稼働世帯で傷病を理由とする世帯が73%と多く、特に世帯主は働いていないが他の世帯員が働いている世帯では世帯主の傷病を理由とする世帯が多く77%を占め、それに他の世帯員の傷病を加えると実に85%の世帯が傷病を理由として開始している。

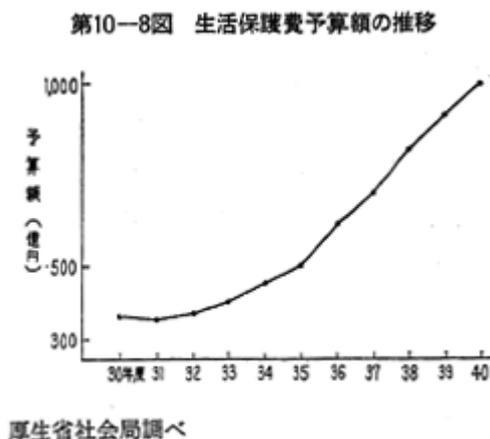
第10章 最低生活の保障はどのように行なわれているか

第2節 保護の動向

2 費用

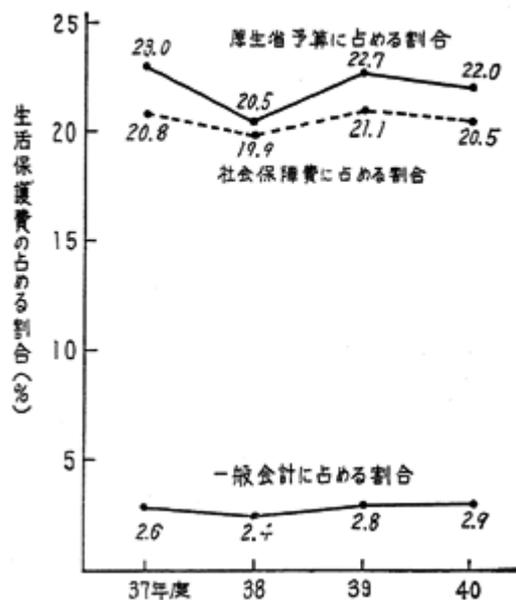
生活保護費は、生活保護法に基づいて地方公共団体が支弁する扶助費(7種の扶助費)、保護施設の事務費並びに同法の施行に要する行政事務費に対して、国がその8/10(行政事務費のみ1/2~1/3)を負担するものであり、その額も近年における保護基準の改定及び医療費増高に伴い30年度予算額373億円が、31年度、32年度を除き逐年増加し、40年度1,061億円に達し、地方公共団体の負担分(2割)を合わせると1,326億円となる。この予算額は一般会計予算の2.9%、社会保障関係費の約20.5%、厚生省予算の22.0%を占めており、わが国社会保障制度のなかに大きな比重をもっている(第10-8図及び第10-9図参照)。

第10-8図 生活保護費予算額の推移



第10-9図 国の予算における生活保護費の割合

第10—9図 国の予算における生活保護費の割合



厚生省社会局調べ

また、40年度扶助費予算額は1,042億円で、そのうち、医療扶助費は550億円(52.8%)、生活・住宅・教育扶助費で486億円(46.6%)、その他の扶助費(出産・生業・葬祭扶助費)で6億円(0.6%)となつている。

なお、生活保護費は扶助人員の増加等により予算額に不足が生ずる場合は補正予算が計上され、予算額の面から保護の決定が左右されることのないよう措置されている。